

泉南市告示第94号

## 泉南市業務改善推進委員会設置要綱の制定について

平成23年12月26日に泉南市砂川小学校プール児童死亡事故調査委員会から市長に対して提出された報告書の提言に基づき、本市における組織の体制整備その他の業務改善を行うにあたり、改善状況の点検および取りまとめを行うため、泉南市業務改善推進委員会を設置するべく下記のとおり要綱を制定する。

平成23年12月26日

泉南市長 向井 通彦

### 泉南市業務改善推進委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 泉南市砂川小学校プール児童死亡事故調査委員会の調査報告書の提言を受け、本市における組織の体制整備その他の業務改善を行うにあたり、改善状況の点検および取りまとめを行うため、泉南市業務改善推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 業務改善等の施策の進捗管理および改善状況の取りまとめに関すること。
- (2) その他危機管理、安全管理に関し必要と認める事項。

#### (組織)

第3条 委員会は、次の委員により構成する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長
- (5) 市民生活環境部長
- (6) 健康福祉部長
- (7) 都市整備部長

- (8) 人権推進部長
  - (9) 上下水道部長
  - (10) 教育部長
  - (11) 消防長
- (委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は教育長をもって充てる

- 2 委員長は委員会を主宰し、会議の議長となる。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開会することができる。
- (事務局)

第6条 委員会の事務局は、以下の職員で構成し、事務局長は人事課長が務める。

- (1) 総務部人事課長
  - (2) 総務部人事課人事係長
  - (3) 総務部総務課総務係長
  - (4) 総務部情報管理課課長代理
  - (5) 財務部契約検査課課長代理
  - (6) 教育委員会教育部教育総務課課長代理
  - (7) 教育委員会教育部生涯学習課生涯学習推進係長
- (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。